

一般社団法人アグロメディカルフーズ研究機構個人情報等管理規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人アグロメディカルフーズ研究機構（以下「研究機構」という。）個人情報保護方針に従い、個人情報等（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）第2条第3項に規定する個人情報をいい、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ）の適正な取扱いに関して研究機構の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程及び本規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）並びに個人識別符号が含まれるものをいう。

(2) 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報であって、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれるものをいう。

(3) 個人番号

「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(4) 特定個人情報

「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(5) 特定個人情報等

「特定個人情報等」とは、特定個人情報及び関連情報を併せたものをいう。

(6) 個人番号関係事務

「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(7) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(8) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(9) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る生存する特定の個人をいう。

(10) 役職員

「役職員」とは、研究機構に所属するすべての理事、監事及び職員をいう。

(11) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、個人情報保護に関する法令遵守計画に関する責任と権限を有するものとする。

(適用範囲)

第3条 本規程は、すべての役職員に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報等については、本規程に従うものとする。

2 顧問及び研究機構の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、研究機構の業務に従事する場合には、当該従事者は、本規程を遵守しなければならない。

3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、本規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 事務局長を個人情報管理責任者とする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて、研究機構で取り扱う個人情報等について、本規程に定める諸事項を実施・徹底するため、個人情報保護に関する法令遵守計画等の細則を策定しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、本規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報等が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

(個人情報等の取得)

第5条 個人情報等の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。また、要配慮個人情報については、原則として法令で定める場合を除き、事前に本人の同意を得ないで取得することができない。

- 2 個人情報等を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。
 - (1) 研究機構の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先
 - (2) 個人情報等の利用目的
 - (3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法
 - ア 当該データの利用目的の通知を求める権利
 - イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利
 - ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利
 - エ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利
- 3 前項にもかかわらず、次の場合には、本人等の同意を必要としない。
 - (1) 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報等（ただし、要配慮個人情報を除く。）を取得した場合。
 - (2) 個人情報保護法第 16 条第 3 項に定める各事由が存在する場合
- 4 第 2 項及び第 3 項の規定は、特定個人情報には適用せず、法令の定めに従うものとする。

（利用目的及び個人情報の利用）

第 6 条 個人情報等を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、「一般社団法人アグロメディカルフーズ研究機構が業務上保有する個人情報等の利用目的」に定める研究機構の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得、又は通知もしくは公表した利用目的（前条第 3 項第 1 号の事業の承継の場合には、承継前の利用目的）の範囲内でなければならない。

- 2 特定個人情報を除き、利用目的を変更することができる。ただし、本人の同意を必要とするとともに、変更前の利用目的と関連性を有する範囲内とする。

（個人情報等の提供）

第 7 条 法令で定める場合を除き、個人情報等は第三者に提供してはならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、研究機構の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限って、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報等（要配慮個人情報を除く）を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

- (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること
 - (2) 個人情報等の保護に関し、本規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること
 - (3) 研究機構との間に、適正な内容の個人情報等の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること
- 3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければ

ならない。

- 4 本条第2項の定めに従い、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、研究機構が当該業務委託先に課した個人情報等の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人情報等の正確性確保)

- 第8条 個人情報等は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

- 第9条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理のため、個人情報等の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

- 2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報等の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報等を取り扱う役職員に遵守させなければならない。

(役職員の監督)

- 第10条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

- 第11条 利用する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報等を消去・破棄しなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報等の消去・破棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人情報等の内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、これを研究機構の「事務処理規程」に定める期間、保存しなければならない。

(通報及び調査義務等)

- 第12条 役職員は、個人情報等が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報等の外部への漏洩について役職員から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

- 第13条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報等が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を理事長のほか、影響を受ける可能性のある本人並びに個人情報保護委員会等の関係機関に報告しなければならない。

ア 漏洩した個人情報等の範囲

イ 漏洩先

ウ 漏洩した日時

エ その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、理事長並びに関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第 14 条 本人から自己の個人情報等について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正、追加又は削除を行った場合は、当該個人情報等の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報等の利用又は提供の拒否権)

第 15 条 研究機構がすでに保有している個人情報等について、本人からの自己の情報についての利用の停止又は消去の請求があった場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合
(苦情の処理)

第 16 条 研究機構の個人情報等の取扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局が担当する。

2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。

3 個人情報管理責任者は、適宜、苦情の内容について理事長に報告するものとする。

(個人情報等に関する取扱規則)

第 17 条 個人情報並びに特定個人情報に関する取扱いの細則については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

2 本規程は、2018（平成 30）年 4 月 1 日から施行する。

一般社団法人アグロメディカルフーズ研究機構が業務上保有する
個人情報等の利用目的（案）

- 1 一般社団法人アグロメディカルフーズ研究機構（以下「研究機構」という。）が保有する特定個人情報を除く個人情報は、研究機構が行う次の事業に利用します。
 - (1) AMFに関する調査研究
 - (2) AMFに関する情報の収集及び提供
 - (3) AMFの研究の振興及び社会への普及に関する計画の立案及び調整
 - (4) AMFに関する事業の実施への支援及び助言
 - (5) AMFの研究推進や社会への普及に必要な関連事業
 - (6) AMFに関する活動の支援及び交流促進
 - (7) 前各号に関連する事業の他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 研究機構が保有する特定個人情報を除く個人情報は、上記1の事業に関し、次の利用目的で利用します。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外では利用しません。
 - ・ 調査及びその結果のフィードバック等の実施並びに研究等のため
 - ・ 説明会、講演会、研修会等に係る運営、資料送付、情報連絡等のため
 - ・ 出版物販売、メールマガジン配信等広報のため
 - ・ 国内外組織との連携のため
 - ・ メディア関係者との意見交換のため
 - ・ 関係官庁への提言、要望活動及び関係団体等との意見交換・情報連絡等のため
 - ・ 契約の解約及び解約後の事後管理等のため
 - ・ 契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ・ 他の事業者等から委託された業務の円滑な運営等のため
 - ・ その他、上記1の目的のために行う業務の達成のため（今後行うこととなる事項を含む）
- 3 研究機構が保有する特定個人情報は、次の目的及び範囲においてのみに利用します。
 - (1) 目的
 - ① 役職員（扶養家族を含む）に係る個人番号関係事務（下記に関連する事務を含む）
 - ・ 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
 - ・ 雇用保険届出事務
 - ・ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
 - ・ 健康保険・厚生年金保険届出事務
 - ・ 国民年金の第三号保険者の届出事務
 - ・ その他、上記に付随する手続事務
 - ② 役職員以外の個人に係る個人番号関係事務（下記に関連する事務を含む）

- ・ 報酬・料金等の支払調書作成事務
- ・ 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
- ・ 不動産の使用料等の支払調書作成事務
- ・ 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

(2) 範囲

- ① 役職員及び配偶者並びに扶養家族に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所等
- ② 役職員以外の個人に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所等
- ③ 税務署、公共職業安定所、日本年金機構、健康保険組合、労働基準監督署、市区町村等に提出するために作成した源泉徴収票等、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・喪失届等、法定調書、その他書類等及びこれらの控